

# 岡山県計量法関係手数料

## 3 特定計量器の検定(経過型式承認外)

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
<b>1 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号に掲げる非自動はかり</b>		
(1) 施行令附則第9条第3項第1号又は附則別表第4第2号口に掲げるもの	990円	990円
(2) 施行令附則別表第4第2号イ(1)又はハ(1)に掲げるもの		
ひょう量が200kg以下のもの	540円	540円
ひょう量が500kg以下のもの	920円	920円
ひょう量が1トン以下のもの	1,610円	1,610円
ひょう量が2トン以下のもの	2,710円	2,710円
ひょう量が5トン以下のもの	6,430円	6,440円
ひょう量が10トン以下のもの	8,350円	8,360円
ひょう量が20トン以下のもの	12,210円	12,240円
ひょう量が30トン以下のもの	15,260円	15,310円
ひょう量が40トン以下のもの	19,870円	19,960円
ひょう量が50トン以下のもの	22,240円	22,360円
ひょう量が50トンを超えるもの	22,240円 に、ひょう量10 トンまでを増す ごとに22,24 0円の5分の1 の額を加えた 額。ただし、そ の額に100円 未満の端数が あるときは、そ の端数金額を 切り捨てた額	22,360円 に、ひょう量10 トンまでを増す ごとに22,36 0円の5分の1 の額を加えた 額。ただし、そ の額に100円 未満の端数が あるときは、そ の端数金額を 切り捨てた額
(3) 施行令附則別表第4第2号イ(2)に掲げるもの		
ひょう量が10kg以下のもの	120円	120円
ひょう量が10kgを超えるもの	210円	210円
(4) 施行令附則別表第4第2号ハ(2)に掲げるもの	930円	930円
<b>2 施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター</b>		
(1) 積算式ガソリン量器		
① 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1,600円	1,600円
② 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの	2,100円	2,100円
(2) (1) に掲げるもの以外のもの		
① 口径が30mm以下のもの	2,610円	2,610円
② 口径が30mmを超えるもの	3,460円	3,470円
<b>3 施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター</b>	6,330円	6,330円
<b>4 施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアネロイド型圧力計</b>		
(1) 計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの	90円	90円
(2) 計ることができる最大の圧力が100MPa以下のもの	470円	470円